

この著書の中で最も興味を持ったのはカラー写真で挿入されている、二代目杏庵の残した、『家伝眼科秘録』と、三代目杏春の『泰西眼科全書』についてである。『家伝眼科秘録』は楠木流秘伝書であり、写本の写真を見たかぎりでは、京大図書館富士川本として所蔵される『楠木流眼療秘伝』と、おそらく同じであろうと推察する。残念ながら文中に楠木太淳に学ぶと、記載されているが、楠木太淳は一七六二—一八〇三没である事から、二代目杏庵が誕生するまでに死去しており、楠木流を直接学んだとは考えられない。おそらく考証のちよつとした、誤りであろう。

次に『泰西眼科全集』についてであるが、この写本は、宇田川榛齋（玄真）が寛政十年（一七九八）秋から同十一年夏まで約一年を費やして翻訳されたと、されるが未刊であり、本文五冊、付録一冊の計六冊からなっている。当時眼科を志して、杉田玄白や玄沢と交渉を持った、人物がおそらく玄真の訳書を書写し、利用したのであろうが、三代目杏春が江戸で買い求めたと考えれば、翻訳されてから二五年後に購入された事となる。

あるいは、二代目杏庵が写本をしたとすれば杏一郎先生が所蔵されている『泰西眼科全書』と現在、研医会図書館（静嘉堂文庫）に有する『泰西眼病方序説付余録』（表紙初めを見れば全く同文である）の内容について、ぜひとも比較検討させてもらいたいものだ。最後に三代目から四代目の間に約十六年間の診療所開設空白があり、普通ならば貴重な古医書や医療器具は逸散する事が多いのだが、おそらく三代目杏春を亡くした二十五歳の若妻なみと、親族の献身的な努力、さらに女手による「調気散」なる売薬製造

販売により逸散することはなく、また今日まで、隆盛をきわめて来たのであろう。さらにまた、昭和三十四年の現在地への診療所移転にもかかわらずこれだけ数多くの資料が残されているのは、編著者野中杏一郎先生の努力に負うところが非常に大きいと考えられる。私事に至るが私の家系も天保年間より医家として継続しているが、残念ながら二〇〇冊もの眼科古医書を持ち合わせていない。杏一郎先生とは文通により御指導を得ている一人ではあるが、愚生も眼科器具コレクションをしている者であり、大いに啓発させられた次第である。

貴重な非売品のこの御著書を寄贈して頂き深謝いたしますと共に、出来るだけ多くの人々に見ていただくため、大切に保管して行きたいと思えます。

（奥沢 康正）

〔郷土出版社（松本市）、一九八九年六月、A4判、一九八頁、非売品〕

石山昱夫・張維東・鹿文喜訳『洗冤集録・洗冤録詳義』

本書はいうまでもなく宋慈著『洗冤集録』（一二四七）とその解説補遺版に当る許鍾著『洗冤録詳義』の完訳本である。監修者で本会々員であられる石山先生御自身に解説いただいたのが一番であるが、不肖私がお引受けした。

本書出版の経緯をまず記しておこう。現在石山教授が主宰され

る東大法医学教室は、片山国嘉が独逸留学より帰朝して初代教授に就任したのが一八八八(明治二一)年で、講義を始めたのが翌年一月であるから、一九八八年が創立百年に当る(石山氏は一九八九年を採る)。氏によれば、解剖鑑定実務に忙殺され、教室百年史の編集まで手が廻らない。そこで一計を案じた。東大法医学百年といえは、即ち日本の法医学百年である。それなら開講以前の法医学鑑定はどのように行われていたかを調べることとした。

当時は後述『無冤録述』に基いて検死がなされていたというからその原典(中国法医学の原点)である『洗冤集録』および同注釈書の訳出を試みた。幸い氏の教室には瀋陽出身の張維東氏が留学しているのので、彼の口述訳を基にして、さらに遼寧省刑事科学技術研究所長和中年氏を監修者に加え上梓に至ったのだという(本書序文および日医事新報三四五七号による)。

わが国の明治以前ないし明治初期における検死鑑定は『無冤録』(一三〇八)系統本によりなされ、とりわけ『新註無冤録』の河合甚兵衛翻訳『無冤録述』の明和五年版、嘉永七年版はよく知られる。これらのルーツを辿ると、最古の『洗冤集録』および(少し降って)『平冤録』となる(後者はすでに二階堂一種氏監訳『犯罪学雑誌四〇五巻に掲載された)。そして一番詳しく集大成されたのが『洗冤録詳義』(一七、八世紀)となる。かように、片山が範とした西欧法医学ではなく、土壌としてあったわが国法医学の規範である「洗冤録」本に着目され、しかも本家の中国法医学者との共同研究の形で、法医学百年記念に刊行されたのは極めて有意義なことであり時宜に適うものである。

『無冤録述』は何度か翻刻され、和訳もある(尾佐竹猛一九三〇)。「平冤録」は前述の通り(二階堂一九三一)。しかし「洗冤録」本は我々には仲々閲覧しえず、まして和訳書がなかったから、今回の平明な訳出本は誠に有難い日本の法医学界への贈物である。因みに、これら三系統本の関連ないし書誌事項は精細に調査されている。例えば山崎佐『明治前裁判医学史』一九五七、三木栄『朝鮮医学史及疾病史』一九六二があり、とくに三木先生はこれら諸書の「成立系統図」を添えられ我々の理解を容易に下さった。及ばずながらこれら関連参考文献リストを前につけた(『日本法医学会総会50回の歩み』一九六八)。またこれら刊本写本は京都大学「富士川文庫」、順天堂大学「山崎文庫」に収められている。

さて、本書の内容であるが諸賢に一々改めて紹介を要しまい。そもそも「洗冤」とは「民衆の冤を洗う」ことであり、検官が該書を読み事件を見究めれば自ずと真実を決定しえるよう編まれたものである。これ即ち、片山が目指した今日の法医学の定義(目的)ひいては裁判の精神(根本)につながることであろう。とくに有名なものは「検滴骨親法」で、即ち、甲は父または母ですでに死亡し骸骨と化している。乙という人が現れ、その息子または娘だと主張する。如何にしてこれを検験できるか? 乙の身体に針を刺して一、二滴の血を採り、これを骨の上に滴下する。親子関係があれば血液は骨の中に滲込み、そうでなければ滲込まない。ただし理由は書いていない。いわゆる経験則なのであろう。かように理屈抜きで読めば読物としても面白く、中国人の智慧を学ぶ

ことができる。

ある所で男が鎌で殺された。衣服所持品は盗まれていない。検官は怨恨とみて男の妻を呼び、彼に敵はいなかったかと質した。甲という男が以前借金にきたが夫は断ったという。それで検官は役人を駆出し、付近の住人に自分の家の鎌を持ってくるよう、もし鎌を隠すような者がおれば犯人とみなすと告げた。やがて七八十本の鎌が持込まれた。検官はこれらを地面に並べた。気候が暑かったので蠅が飛廻り、ある一本の鎌に集った。これは誰のものかと質したら、前に借金を乞うた甲のものであった。検官は、汝の鎌には微量の血液が着いているから蠅が集った。汝が殺した証拠だと迫って自白させた、等々。大岡裁きの原形をみる。

最後に一つだけ注文すれば、せっかくの貴重書の訳出公刊である。せめて『洗冤集録』だけでも原文を併載いただけただけなら資料価値はさらに高まったであろうと惜しまれる。

(小関 恒雄)

〔群衆出版社、北京、一九九〇年、B5判、三五四頁、
本国定価八〇・〇〇円〕

陸上自衛隊衛生学校修親会編

『陸軍衛生制度史〔昭和編〕』

わが国における軍隊衛生部の揺籃は、明治元年五月二十三日の軍務官病院掛の設置であるが、ある程度組織的に整備されたのは

明治四年七月五日、兵部省内に設けられた軍医寮である。翌五年二月二十七日、兵部省は廢されて陸・海軍二省がおかれ、軍医も陸海に分かれたので、この日に、第二次世界大戦の終結で解体されるまでの八〇年に近い歴史をもつ陸軍衛生部が発足したといえる。

本書はこの八〇年の歴史のうち、昭和初年から昭和二十年の敗戦に至るまでの陸軍衛生制度の変遷を、陸上自衛隊衛生学校の立部伊承二佐、山田省一佐らが中心となって編纂したもので、主要内容は

第一編 衛生機関の廢置

第二編 官制・職制制度

第三編 官等・進級制度

第四編 補充・召募制度

第五編 教育制度

の、五編より成り、とかく意味乾燥になりがちな制度の変革を、明治以来のそれと併記したり、また、ある制度の成立過程などにも言及して、興味深く読めるよう配慮されている。

この種のもは本書の他に、過去二回刊行されている。一つは大正二年、森林太郎医務局長時代の『陸軍衛生制度史』で、明治初年から同四十四年十二月までの期間を扱い、本文一四八七頁の大冊で、実質的に陸軍衛生制度史の第一巻と言えよう。もう一つは昭和三年、山田弘倫医務局長の監修になる『陸軍衛生制度史』第二巻で、明治四十五年一月から大正十四年十二月までを対象とし、本文一、六二五頁に及ぶ労作である。従って本書は「昭和